



熊本県公報

第12162号

平成24年11月6日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興業の指定…………… (くらしの安全推進課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…………… (") 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止…………… (") 6
- 争議行為予告…………… (労働雇用課) 6
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 7
- 公共測量の実施…………… (監理課) 7
- 公共測量の実施…………… (") 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8

告 示

熊本県告示第1170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
のだ整骨院	野田 道明	玉名郡長洲町長洲446 - 3	平成24年9月26日

熊本県告示第1171号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成24年10月29日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	性犯罪捜査Ⅲ 秘芯を濡らす牙（オーピー） あぶない美乳 悩殺ヒッチハイク（オーピー） 義父の求愛 やわ肌を這う舌（オーピー） 熟れ頃教師 濡れすぎたパンティ（新東宝） 痴漢電車 ゆれ濡れる桜貝（オーピー） 耳かき性感 あやうい太もも（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第1172号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 浅海（C）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	天草市	深海町字友田	4990
2	〃	〃	4978
3	〃	〃	4943
4	〃	〃	4946
5	〃	〃	4942地先道路敷
6	〃	〃	4939-6地先道路敷
7	〃	〃	5010-4
8	〃	深海町字測上	5016-2地先道路敷
9	〃	〃	5017-2
10	〃	〃	5025-1

熊本県告示第1173号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター つくし 阿蘇郡高森町大字高森2151番地1	特定非営利活動法人コヴェント・ガーデン	平成24年11月1日

熊本県告示第1174号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター つくし 阿蘇郡高森町大字高森2151番地1	特定非営利活動法人コヴェント・ガーデン	平成24年11月1日

熊本県告示第 1 1 7 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 1 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 つくし 阿蘇郡高森町大字高森 2 1 5 1 番地 1	特定非営利活動法人コヴェント・ガーデン	平成 2 4 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 1 7 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 4 年 1 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
菊池郡市医師会デイサービスセンター 菊池市亘 3 5 9 番地 2	社団法人菊池郡市医師会 菊池市隈府 7 6 4 番地 1	平成 2 4 年 1 0 月 1 日

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
菊池郡市医師会デイサービスセンター 菊池市亘 3 5 9 番地 2	社団法人菊池郡市医師会 菊池市隈府 7 6 4 番地 1	平成 2 4 年 1 0 月 1 日

熊本県告示第 1 1 7 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 4 年 1 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所エルスリー熊本八代 八代市出町 5 番 1 0 号	株式会社エヌ・ビー・ラボ 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1 0 1 番 1 号	平成 2 4 年 1 0 月 1 日
訪問介護ハピネス 上益城郡甲佐町大字大町 3 3 4 番地	合同会社無限 鹿児島県霧島市横川町上ノ 3 1 0 4 番地 1	平成 2 4 年 1 0 月 2 日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
通所介護事業所エルスリー熊本八代 八代市出町 5 番 1 0 号	株式会社エヌ・ビー・ラボ 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1 0 1 番 1 号	平成 2 4 年 1 0 月 1 日
デイサービスセンター ハッピー 宇城市松橋町豊崎 2 0 3 0 番地 1	株式会社タガワブレース 宇城市小川町南部田 1 5 5 5 番地 1	平成 2 4 年 7 月 2 日

デイサービスセンター そよ風の里 “ほたる” 上益城郡山都町今322番地1	社会福祉法人三和会 上益城郡山都町今322番地1	平成24年9月26日
--	-----------------------------	------------

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
短期入所生活介護事業所 そよ風の里 “ほたる” 上益城郡山都町今322番地1	社会福祉法人三和会 上益城郡山都町今322番地1	平成24年9月26日

(認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
認知症対応型デイサービス 桃の花 八代市鏡町両出1327番地1	有限会社八代河内石材 八代市鏡町両出1257番地4	平成24年9月5日

(小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
くぎのの里 水俣市久木野826番地の5	合同会社みつる 水俣市大迫543番地	平成24年10月9日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ハピネス 上益城郡甲佐町大字大町334番地	合同会社無限 鹿児島県霧島市横川町上ノ3104番地1	平成24年10月2日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター ハッピー 宇城市松橋町豊崎2030番地1	株式会社タガワブレース 宇城市小川町南部田1555番地1	平成24年7月2日
デイサービスセンター そよ風の里 “ほたる” 上益城郡山都町今322番地1	社会福祉法人三和会 上益城郡山都町今322番地1	平成24年9月26日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
短期入所生活介護事業所 そよ風の里 “ほたる” 上益城郡山都町今322番地1	社会福祉法人三和会 上益城郡山都町今322番地1	平成24年9月26日

(介護予防認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
認知症対応型デイサービス 桃の花 八代市鏡町両出1327番地1	有限会社八代河内石材 八代市鏡町両出1257番地4	平成24年9月5日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
くぎのの里 水俣市久木野826番地の5	合同会社みつる 水俣市大迫543番地	平成24年10月9日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 そよ風の里 “ほたる”	社会福祉法人三和会 上益城郡山都町今322番地1	平成24年9月26日

上益城郡山都町今322番地1

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
大坂総合歯科 山鹿市熊入町263番地1	平成24年10月18日

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム そよ風の里“ほたる” 上益城郡山都町今322番地1	平成24年9月26日

(介護保健施設サービス)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
介護老人保健施設 高橋 荒尾市原万田815番地2	平成24年10月3日

熊本県告示第1178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
阿蘇郡市医師会立訪問看護ステーション	阿蘇市黒川1178番地	事業者名称		平成24年4月1日
		社団法人阿蘇郡市医師会	一般社団法人阿蘇郡市医師会	

(短期入所療養介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
菊池郡市医師会立病院	菊池市大琳寺75番地3	事業所所在地		平成24年10月1日
		菊池市亘366番地	菊池市大琳寺75番地3	

(介護予防訪問看護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
阿蘇郡市医師会立訪問看護ステーション	阿蘇市黒川1178番地	事業所所在地		平成24年4月1日
		社団法人阿蘇郡市医師会	一般社団法人阿蘇郡市医師会	

(介護予防短期入所療養介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
菊池郡市医師会立病院	菊池市大琳寺75番地3	事業所所在地		平成24年10月1日
		菊池市亘366番地	菊池市大琳寺75番地	

			3	
(介護療養施設サービス)				
介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
菊池郡市医師会立病院	菊池市大琳寺 7 5 番地 3	事業所所在地		平成 2 4 年 1 0 月 1 日
		菊池市亘 3 6 6 番地	菊池市大琳 寺 7 5 番地 3	

熊本県告示第 1 1 7 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 4 年 1 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
菊池郡市医師会立病院 菊池市亘 3 6 6 番地	平成 2 4 年 9 月 3 0 日

(通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
菊池郡市医師会立病院デイケアセンター 菊池市亘 3 6 6 番地	平成 2 4 年 9 月 3 0 日

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
菊池郡市医師会立病院 菊池市亘 3 6 6 番地	平成 2 4 年 9 月 3 0 日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
菊池郡市医師会立病院デイケアセンター 菊池市亘 3 6 6 番地	平成 2 4 年 9 月 3 0 日

公 告

熊本県公告第 5 8 5 号

労働関係調整法（昭和 2 1 年法律第 2 5 号）第 3 7 条第 1 項の規定により熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成 2 4 年 1 0 月 1 6 日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和 2 1 年勅令第 4 7 8 号）第 1 0 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 争議行為の目的

- (1) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員、夜勤の改善。厚生労働省「5 局長」通知の徹底。「ILO 看護職員条約」「夜業条約」の批准と内容の職場での実現。医師確保法制定、看護職員確保法・基本指針の改正、改正「福祉人材確保基本指針」の実効性確保
- (2) 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充。後期高齢者医療制度の即時廃止。社会保障の切り捨てと患者負担の増大反対。医療費削減のための医療保険制度の改悪反対。安全・

- 安心の医療・福祉の実現
- (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保
 - (5) 200万人以上看護体制を保障する「看護職員需給見直し」の抜本見直し。長時間夜勤・2交替制勤務反対。2年課程通信制、各県一校の開設と受講保障、支援措置の確立と制度一本化
 - (6) 消費税など国民大増税反対。原発再稼働反対。原発依存から再生可能なエネルギーへの転換。憲法9条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派兵・有事法制の発動反対。核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護
- 2 争議行為の日時
平成24年11月8日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 3 争議行為を行う場所
- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| 社会医療法人芳和会 | くわみず病院（熊本市中央区神水一丁目14-41） |
| 社会医療法人芳和会 | 本部事務所（熊本市中央区神水一丁目14-41） |
| 社会医療法人芳和会 | 熊本県民医連事務所（熊本市中央区神水一丁目14-41） |
| 社会医療法人芳和会 | 平和クリニック（熊本市中央区本荘二丁目15-18） |
| 社会医療法人芳和会 | くすのきクリニック（熊本市北区龍田五丁目1-41） |
| 社会医療法人芳和会 | 菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字下中野5587） |
| 社会医療法人芳和会 | 水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目2-12） |
| 社会医療法人芳和会 | 神経内科リハビリテーション協立クリニック（水俣市桜井町二丁目2-28） |
| 社会医療法人芳和会 | 八代中央クリニック（八代市永碓町1361） |
| 社会医療法人芳和会 | 天草ふれあいクリニック（天草市丸尾町16-34） |
| 社会医療法人ピネル会 | ピネル記念病院（熊本市東区佐土原一丁目8-33） |
| 社会福祉法人くまもと福祉会 | 特別養護老人ホームたくまの里（熊本市東区御領一丁目13-26） |
- 4 争議行為の概要
救急外来患者及び入院中の重症患者のために、最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他全ての争議行為

熊本県公告第586号

県営鹿本北部二期地区（今村工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成24年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 平成24年11月7日から
平成24年12月5日まで
- 2 縦覧の場所 山鹿市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地計画書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原902番、同904番及び水路の一部
2,970.12平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地
千里殖産株式会社

熊本県公告第588号

公共測量を実施するので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
平成24年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営阿蘇三期地区 確定測量）	平成24年10月30日から 平成25年3月14日まで	阿蘇市三久保地内

熊本県公告第589号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成24年11月15日から 平成25年3月15日まで	熊本市西区春日三丁目 地内外

熊本県公告第590号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字南屋敷1460番1の一部、同1460番2の一部、同1461番1、同1461番2及び水路の一部
375.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町広崎813-1-C-1
本田 忠史